公益財団法人埼玉県産業文化センター定款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、公益財団法人埼玉県産業文化センターと称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、産業及び文化の振興並びに経済、文化等の国際交流の促進に関する事業を行い、もって地域社会における経済の興隆、文化の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公益目的事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）産業の振興及び地域社会の興隆のための各種会議、展示会の企画、誘致及び運営に関する事業

（２）県民の文化的向上のための演劇、音楽会等の芸術公演その他の文化事業の企画、誘致及び運営に関する事業

（３）地域社会の国際化を促進するための各種会議、催物等の企画、誘致及び運営に関する事業

（４）産業、文化及び学術・教育の振興並びに地域社会の発展及び国際交流を促進するための各種コンベンションの企画、誘致及び運営に関する事業

（５）前各号に掲げる事業の促進に資する施設の貸与及び各種催物等への助成に関する事業

（６）前各号に掲げる事業に係る情報及び資料の収集並びに提供に関する事業

（７）埼玉県及び公共団体等が実施する事務、事業及び催物等で、前各号に掲げる事業の促進に資するものへの協力に関する事業

（収益事業等）

第５条　この法人は、前条の公益目的事業の推進を図るため、次の収益事業等を行う。

（１）施設の貸与に関する事業（前条第５号に該当するものを除く。）

（２）駐車場管理運営事業

（３）前条の公益目的事業の推進等に伴う付帯サービス事業

（４）旅行業法に基づく旅行業

（５）その他公益目的事業の推進に資する事業

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第６条　基本財産は、第４条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

２　基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
３　基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第８条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）正味財産増減計算書
（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類については、毎事業年度終了後３箇月以内に埼玉県知事に提出し、主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 10 条　代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成１９年内閣府令第６８号）第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（定　数）

第 11 条　この法人に評議員５名以上１０名以内を置く。

（選任及び解任）

第 12 条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「法人法」という。）第１７９条から第１９５条までの規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員については、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成１１年法律第９１号）第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任　期）

第 13 条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報　酬）

第 14 条　評議員は原則として無報酬とする。ただし、評議員会等に出席するごとにその職務の執行の対価として、評議員会において別に定める報酬基準に従って算定した額を支給することができる。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第５章　評議員会

（構　成）

第 15 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　限）

第 16 条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）評議員、理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分又は除外の承認

（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第 17 条　評議員会は、定時評議員会として年１回毎事業年度終了後３箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第 18 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

２　評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議　長）

第 19 条　評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

（決　議）

第 20 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）評議員に対する報酬等の支給の基準

（３）定款の変更

（４）基本財産の処分又は除外の承認
（５）その他法令で定められた事項
３　評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第１１条又は第２３条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、法人法第１９４条第１項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第 21 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会で選定された議事録署名人２名が記名押印する。
（報告の省略）
第 22 条　法人法第１９５条の要件を満たしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

第６章　役　員

（役員の設置）
第 23 条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　５名以上１０名以内
（２）監事　２名以内
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　前項の理事長のほか、必要があるときは理事会の決議により、専務理事１名を置くことができる。
４　第２項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、理事長以外の理事のうち１名を業務執行理事とする。
（役員の選任）
第 24 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
（理事の職務及び権限）
第 25 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
３　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第 26 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、随時、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第27条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
３　補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
４　補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
５　理事又は監事は、第２３条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第28条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（役員に対する報酬等）
第29条　役員に対しては、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
２　役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。
（顧問）
第30条　この法人に顧問を置くことができる。
２　顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
３　顧問は、この法人の運営全般について助言を行う。
４　顧問の報酬については、別途定める。

第７章　理事会

（構　成）
第31条　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権　限）
第32条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
（種類及び開催）
第33条　理事会は、定時理事会及び臨時理事会の２種類とする。
２　定時理事会は、毎事業年度２回開催する。
３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）代表理事が必要と認めたとき。
（２）代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。

（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

（４）監事が必要と認めて代表理事に対し、招集の請求があったとき。

（５）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招　集）

第 34 条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議　長）

第 35 条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、その理事会において、出席した理事の互選により選出する。

（決　議）

第 36 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、法人法第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 37 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会への報告の省略）

第 38 条　法人法第１９７条において準用する同法第９８条の要件を満たしたときは、理事会への報告があったものとみなす。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 39 条　この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条、第５条及び第１２条についても適用する。

（解　散）

第 40 条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 41 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、埼玉県に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 42 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、

埼玉県に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 43 条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第１０章　補則

（委　任）

第 44 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号。以下「整備法」という。）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　整備法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第７条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の代表理事は、相川博とする。

４　この法人の最初の業務執行理事は、根岸章王とする。

５　この法人の登記の日に就任する最初の評議員は、別紙１の評議員名簿のとおりとし、この法人の登記の日に就任する最初の理事及び監事は、別紙２の役員名簿のとおりとする。

附　則

この定款は、令和７年４月１日から施行する。